

県立大学が申し立てた保全異議(仮処分決定の不服)の裁判の第1回審尋が長崎地方裁判所にて行われました。

この日は、債務者(長崎県公立大学法人、同代表者理事長 太田博道)の保全異議申立書を確認し、次回の期日を決めて終わりました。